

第四十三回国会 衆議院 農林水産委員会議録 第二十一号

昭和三十八年三月二十日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長

利恭君 理事小山 長規君

理事秋山 長谷川四郎君

理事田口長治郎君 理事山中 貞則君

理事東海林 稔君 大野 市郎君

安倍晋太郎君 伊藤 機君

亀岡 高夫君 金子 岩三君

倉成 正君 小枝 忠男君

坂田 英一君 田邊 國男君

綱島 正興君 寺島隆太郎君

野原 正勝君 松浦 東介君

松本 一郎君 米山 恒治君

稻村 隆一君 角屋堅次郎君

川俣 清音君 粿林 三郎君

檜崎弥之助君 山田 長司君

安井 吉典君 湯山 勇君

出席國務大臣 農林大臣 重政

誠之君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

林野庁長官 吉村 清英君

委員外の出席者

議員 安井 吉典君

専門員 湯山 勇君

議員 岩隈 博君

水産業改良助長法案

(目的)

第一条 この法律は、水産業改良普及事業に關する法律案の兩案を一括議題として、衆議院に提出する。

欠として川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川俣清音君辞任につき、その補欠として稻村隆一君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

森林組合併助成法案(内閣提出第七三号)(參議院送付)

林業信用基金法案(内閣提出第八一号)(參議院送付)

水産業改良助長法案(湯山勇君外十一名提出、衆法第二六号)

水産物の価格の安定等に関する法律案(安井吉典君外十一名提出、衆法第二五号)

森林組合併助成法案(内閣提出第七三号)(參議院送付)

にこれに必要な調査及び試験研究に対する助成の措置を講じ、もつて水産業の合理的な発展と漁民生活の改善とを図ることを目的とする。

(定義) この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する助成の事業をいう。

(試験研究等に対する助成) 第三条 国は、都道府県及びその他

の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の二

二 第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費の三分の二

三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要と認められる特定の試験研究につき、都道府県及びその他の試験研究機関の要する経費の全部又は一部

四 水面の漁業上の総合利用について必要な調査及び試験によき、都道府県の要する経費の二分の一

五 漁村における水産業又は漁民生活の改善に関する研究団体の自主的活動の助長

六 前四号の事業に必要な施設の整備

(農林省の試験研究機関の協力)

第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に關し、農林省の試験研究機関に對して、必要な助言と協力を求めることができる。

(水産業改良普及事業に対する助成)

第六条 国は、都道府県に対し、第一号から第三号まで及び第六号に

二 揭げる水産業改良普及事業に要する経費についてはその三分の二

三 つてはその二分の一を補助する。

四 一 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置

五 二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導 出版物の配布、講習会の開催、器材の利用

六 三 水産専門技術員及び水産改良普及員の養成及び研修

七 一 水産改良研究員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに水産改良普及員を指導するほか、直接漁民に接して水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行なう。

八 二 水産改良普及員は、水産改良普及員に屬し、直接漁民に接して水産業に関する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善

の水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

2 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

3 政令で定める資格を有する者でなければ、水産改良研究員に任用されることはできない。

(水産業改良普及事業の実施)

第七条 この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施に當たつては、農林大臣と協議して定めた方針によらなければならない。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第八条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第九条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十一條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十二條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十三條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十四條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十五條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十六條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十七條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十八條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十九條 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第二十条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

に関する科学的技術及び知識の普及指導を行なう。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、水産専門技術員又は水産改良普及員に任用されることはできない。

(水産業改良普及手当)

第五条 都道府県は、条例で定めるところにより、水産専門技術員及び水産改良普及員に対し、水産業改良普及手当を支給することができる。

2 前項の水産業改良普及手当の月額は、その給料の月額に、百分の十六以内において条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(水産業改良普及所)

第十一条 都道府県は、水産改良普及所を設けるものとする。

2 水産改良普及所は、水産改良普及員の行なう水産業改良普及事業に関する事務の連絡調整その他水産業に関する技術の改良、水産業經營の合理化及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関する事務をつかさどる。

3 水産改良普及所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

4 水産改良普及所の長は、水産専門技術員又は水産改良普及員をもつて充てるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律五百三十三号)の一部を次のよう改定する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

法律案

水産物の価格の安定等に関する法律案

法律

第四条第六十六号の次に次の二号を加える。

六十六の二 水産業改良助長法

(昭和三十八年法律第六号)

に基づき都道府県及び他の試験研究機関に対し、補助金を交付すること。

第七十七条第六号の次に次の二号を加える。

十六の二 水産業改良助長法

(第十二条・第十六条)

に基づいて水産業改良普及事業の助成を行なうこと。

一号を加える。

十六の二 水産業改良助長法

(第十二条・第十六条)

に基づいて水産業改良普及事業の助成を行なうこと。

第三章 輸入魚かすの売渡しの指示

(第十二条)

第六十六条の二の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項中「産業教育

手当」の下に「水産業改良普及手当」を加える。

第三章 業務(第四十三条第一項)

四十八条

第四節 財務及び会計(第四十

九条・第五十七条)

第六節 監督(第五十八条・第五十九条)

十二条)

第五節 第二節 役員等(第三十条・第

四十二条)

第五節 第一節 業務(第四十三条第一項)

四十八条

第六章 雜則(第六十三条・第六十

四条)

第七章 罰則(第六十五条・第六

十九条)

第八章 附則(第一章・総則)

第一条 (目的)

第一條 この法律は、漁獲が時期的に

又は地域的に集中して行なわれる

ためその價格が著しく低落するこ

とのある多獲性大衆魚を採捕する

中小漁業者に対し、その採捕に係る多獲性大衆魚の價格の低落によ

る所得の減少を補てんするとともに、多獲性大衆魚及びこれを加工し又はこれを原料として製造した

製品の價格の安定を図るために、多獲性大衆魚の價格を調査し、もつて中小漁業者の經營の安定を図り、あわせて、國民

の食生活の安定に資することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「多獲性大衆魚」とは、あじ、さば、さんま、いわし、するめいかその他の漁獲が時期的又は地域的に集中して行なわれるためその價格が著しく低落することのある多獲性の水產動物で政令で定めるものをいう。

第三条 中小漁業者に対する交付金の交付(第三条・第十一条)

輸入魚かすの売渡しの指示(第十二条)

第六十六条の二の一部を次のように改正する。

二 前項の標準販売数量は、政令で定めるところにより、漁船及び漁具の漁獲能力を基準として定めるものとする。

三 第一項の申請をする組合は、そ

の組合員又は所属員(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第八十七条第一項第三

号)にいう所屬員をいう。以下同じ。)からその者が採捕する多獲性大衆魚の全部の販売の委託を受けているものでなければならない。

四 農林大臣は、第一項の標準販売数量を定めたときは、その組合に当該標準販売数量を通知すること

もに、その組合の名稱及び住所を告示しなければならない。

五 都道府県知事は、第一項の標準販売数量を定めたときは、その組合に当該標準販売数量を通知することとともに、その組合の名稱、住所

及び標準販売数量を農林大臣に報告しなければならない。

六 農林大臣は、前項の規定による

都道府県知事の報告を受けたとき

は、その組合の名稱及び住所を告示しなければならない。

(標準販売数量)

第四条 農林大臣は都道府県の区域をこえる区域を地区とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

(以下「組合」という。)の申請に基づき、都道府県知事はその他の組合の申請に基づき、毎年、農林省

令で定める期日までに、それぞれの組合につき、多獲性大衆魚の種類ごとに標準販売数量を定めなければならぬ。

二 前項の標準販売数量は、政令で定めるところにより、漁船及び漁具の漁獲能力を基準として定めるものとする。

三 第一項の申請をする組合は、そ

の組合員又は所属員(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第八十七条第一項第三

号)にいう所屬員をいう。以下同じ。)からその者が採捕する多獲性大衆魚の全部の販売の委託を受けているものでなければならない。

四 農林大臣は、第一項の標準販売数量を定めたときは、その組合に当該標準販売数量を通知すること

もに、その組合の名稱及び住所を告示しなければならない。

五 都道府県知事は、第一項の標準販売数量を定めたときは、その組合に当該標準販売数量を通知することとともに、その組合の名稱、住所

及び標準販売数量を農林大臣に報告しなければならない。

六 農林大臣は、前項の規定による

都道府県知事の報告を受けたとき

は、その組合の名稱及び住所を告示しなければならない。

(指定市場において販売すべき義務)

第五条 前条第一項の標準販売数量が定められた組合は、農林省令で定めるところにより、その組合員又は所属員から販売の委託を受けた多獲性大衆魚(当該組合が自ら採捕したもの)を農林大臣が指定する市場(以下「指定市場」という。)において、販売しなければならない。

(組合に対する交付金の交付)

第六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第四条第一項の標準販売数量が定められた組合で、その組合員又は所属員から販売の委託を受けた農林省令で定める期間内に指定市場において販売した多獲性大衆魚(当該組合が自ら採捕して販売したもの)を含む。)を農林大臣が指定する市場(以下「指定市場」という。)において、販売しなければならない。

(指定市場の開設者の報告)

第八条 指定市場の開設者は、農林省令で定めるところにより、第四条第一項の標準販売数量が定められた組合が多獲性大衆魚(当該組合が自ら採捕して販売又は所属員から販売の委託を受けた農林省令で定める期間内に指定市場において販売した多獲性大衆魚)と/or)の平均販売価格が当該多獲性大衆魚の保証価格に達しないものに対して交付金を交付する。

2 前項の交付金の額は、組合が販売した多獲性大衆魚の平均販売価格と当該多獲性大衆魚の保証価格との差額に当該組合に係る第四条第一項の標準販売数量(組合が販売した多獲性大衆魚の数量が当該標準販売数量に達しないときは、その数量)を乗じて得た額に相当する金額とする。

(組合員等に対する交付金の交付)

第七条 前条の交付金の交付を受けた組合は、農林省令で定めるところにより、当該組合に販売の委託をした組合員又は所属員に対し、

(輸入魚かすの売渡しの指示)

第十一条 農林大臣は、多獲性大衆魚を原料として製造する魚かすの価格が著しく低落し、又は低落するおそれがある場合において、その価格を安定させるため特に必要があると認めるときは、水産物価格安定審議会の意見を聞いて、魚かすの輸入業者に対し、その輸入業團に売り渡すべきことを指示することができる。

2 前項の規定により輸入業者の充當する金額を交付しなければならない。

(指定市場の開設者の報告)

第八条 指定市場の開設者は、農林省令で定めるところにより、第四条第一項の標準販売数量が定められた組合が多獲性大衆魚を当該市場において販売した場合には、その組合の名称及び住所並びに当該多獲性大衆魚の販売価額及び販売数量を農林大臣に報告しなければならない。

(経費の国庫負担)

第九条 前条の規定による報告をする経費は、政令で定めるところにより、國が負担する。

(交付金の返還等)

第十条 政府は、組合が第五条の規定に違反して多獲性大衆魚を販売したときは、当該組合に対し第六条の交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(組織)

第十三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

(目的)

第十五条 審議会は、前項に規定する事項について、農林大臣に意見を述べることができる。

(目的)

第十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(目的)

第十七条 水産物購買販売事業團は、多獲性大衆魚等の適正な価格水準の実現を図るために、多獲性大衆魚等の買入れ、保管及び売渡し等の業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十八条 水産物購買販売事業團(以下「事業團」という。)は、法人を東京都に置く。

2 事業團は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第十九条 事業團は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業團は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第十四条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(部会)

第十五条 審議会に、部会を置く。

2 部会に屬すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 資本金、出資及び資産に関する事項

5 役員及び評議員会に関する事項

6 業務及びその執行に関する事項

7 財務及び会計に関する事項

8 公告の方法

3 事業團は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十二条第一項に規定する出資者に通知しなければならない。

3 事業團は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十二条第一項に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第二十一条 事業團の資本金は、政府の出資金二十億円と次条第一項に規定する者が出資する金額との合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本を増加するときは、事業団に出資することができる。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本を増加するときは、事業団に出資することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本を増加するときは、事業団に出資することができる。

(出資)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

一 都道府県

二 水産業協同組合（漁業生産組合を除く。以下同じ。）

三 水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

2 前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

3 都道府県は、事業団に出資しようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。

第二十三条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第二十四条 事業団は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十五条 政府以外の出資者（以下第六十一条まで「出資者」といふ。）は、その持分の全部の譲渡し

によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡し等)

第二十六条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第二十二条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第二十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理

事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十八条 事業団でない者は、水産物貿易事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。）

第二節 役員等

(役員)

第三十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事

三人以内及び監事二人以内を置く。

第三十一条 事業団は、評議員会を設立する。

(役員の欠格条項)

第三十二条 評議員会は、理事長の選任の結果に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項について調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

第三十三条 國會議員、國家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(評議員の選任)

第三十四条 評議員会は、評議員について準用する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第三十五条 事業団は、第十七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 多種性大衆魚等の買入れ、交換及び売渡し

二 多種性大衆魚の加工又はこれ

三 多種性大衆魚等の保管

できない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の兼職禁止)

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上

の義務違反があるときその他の原因に適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第四十条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十

五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第四十一条 事業団に、評議員会を置く。

四 出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多獲性大衆魚を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管又は販売を、その加工し又は製造した者から委託を受けて行なつた場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合の保管に要する経費について助成をすること。

五 多獲性大衆魚等の需要の増進六 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号による農林大臣の指示に係る買入れを行なう場合を除き次条から第四十七条までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第四十四条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格を下つて著しく低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合に、水産業協同組合又は水産業協同組合法第十一条第一項に規定する中企業等協同組合から多獲性大衆魚等を当該農林大臣が定める価格で買入ることができる。

2 前項の農林大臣が定める価格は、毎年、農林省令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

(完渡し)

第四十五条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところによるとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受け、多獲性大衆魚等の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する多獲性大衆魚等を完渡すことができる。

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第四十六条 事業団は、農林省令で定める理由があるときは、第四十条の規定による買入れ又は前条の規定による売渡しをしないものとする。

(交換)

第四十七条 事業団は、その保管する多獲性大衆魚等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の多獲性大衆魚等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないとときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(業務方法書)

第四十八条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更し

2 前条及び第五十一条の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(事業年度)

第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第五十条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受ける。

2 前項の規定による短期借入金を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表等の作成及び送付)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した

損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、その損失をうちめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(監督)

第五十四条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合には、当該事業年度内に償還しなければならない。

(報告及び検査)

第五十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

(農林省令への委任)

第五十七条 この章に規定するものほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

1 監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

3 第二項の規定により職員に、事業団の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第六節 補則)

1 出資者に対する通知又は催告

2 第六十一条 事業団が出資者に対しても通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあてすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第六十一条 事業団は、定款、業務方略書、出資者名簿及び財務諸表

を各事務所に備えて置かなければならぬ。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び事業団の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第六章 雜則

(大蔵大臣との協議)

第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条规定第一項第四号、第四十六条、第四十八条第一項又は

は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第二十条第二項、第二十一條第二項、第四十八条第二項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第五十五条第一号又は第一二号の指定をしようとするとき。

(報告及び検査)

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十一条第一項に規定する水産加工業を當む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚かずの輸入業者に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 罰則

第六十五条 第三十九条(第四十二條第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

四 第二十四条第二項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

五 第二十七条规定第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

八 第五十八条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第六十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關係し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に處する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第二十四条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第二十四条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得を受けたとき。

五 第二十七条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

附 则

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

○湯山謙員長 ただいま議題となりました水産業改良助長法案について、その提案理由を御説明申し上げます。わが国の水産業は、近来目ざましい発展を遂げ、年間七百万トン近い漁獲をあげ、国民経済の成長と安定の上に重要な役割を果たしているのであります。湯山勇君。

○長谷川委員長 まず、提出者からそれを提案理由の説明を聽取いたしました。湯山勇君。

2 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十九号)は、廃止する。

3 この法律に定めるもののほか、安定基金法(昭和三十六年法律第百二十九号)は、廃止する。

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関する法律を定める。

理由 中小漁業者の經營の安定を図り、あわせて国民の食生活の安定に資するため、漁獲が時期的又は地域的に集中して行なわれるためその価格が著しく低落することのある多獲性大衆魚を採捕する中小漁業者に対し、その採捕に係る多獲性大衆魚の価格の低落によるその所得の減少を補てんするとともに、多獲性大衆魚及びこれを加工し又はこれを原料として製造した製品の価格の安定を図るために措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

附 则

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

○湯山謙員長 ただいま議題となりました水産業改良助長法案について、その提案理由を御説明申し上げます。わが国の水産業は、近来目ざましい発展を遂げ、年間七百万トン近い漁獲をあげ、国民経済の成長と安定の上に重要な役割を果たしているのであります。湯山勇君。

○長谷川委員長 まず、提出者からそれを提案理由の説明を聽取いたしました。湯山勇君。

2 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十九号)及び魚価安定基金法(昭和三十六年法律第百二十九号)は、廃止する。

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関する法律を定める。

六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

附 则

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

○湯山謙員長 ただいま議題となりました水産業改良助長法案について、その提案理由を御説明申し上げます。わが国の水産業は、近来目ざましい発展を遂げ、年間七百万トン近い漁獲をあげ、国民経済の成長と安定の上に重要な役割を果たしているのであります。湯山勇君。

○長谷川委員長 まず、提出者からそれを提案理由の説明を聽取いたしました。湯山勇君。

2 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十九号)及び魚価安定基金法(昭和三十六年法律第百二十九号)は、廃止する。

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関する法律を定める。

かしながら、これらの諸施策が眞に実効をおさめるには、漁業者の自主的な再建意欲を盛り上げ、その活動を助長するための裏づけとして、技術と経営に関し国と地方公共団体とが力を合わせ、強力な指導と援助を行なうことができるのは基本制度の確立がはかられなければならぬことは、言うを待たないところであります。

近年、沿岸漁村においては、青年による研究グループが続々と結成され、沿岸漁業振興の推進力として実践活動を行ない、その成果には見るべきものが少くないものであります。国及び都道府県における試験研究機関の相互連絡を一そろ緊密にして、能率的に試験研究を推進助長するとともに、漁民の要求に応じ、あるいはみずから進んで彼らに接触し、漁撈・養殖及び加工の各般にわたり技術の改良と経営の刷新に役立たしめるよう広くこれを提供し、あわせて生活改善の原理と技術を授け、もつて、水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することができる基本法を整備いたしますことと想えられる次第であります。

以上申し述べました趣旨に即し、この際、所要の法的措置を講じ、水産業改良普及事業の積極的発展の基礎を固めたいと存じ、ここにこの法案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の大要について御説明申し上げます。

第一に、試験研究に対する助長措置であります。水産業改良普及事業に関する試験研究を推進するため、国は、都道府県その他の試験研究機関に

対し、次の各号に定める経費を補助することといたしました。
(一) 水産業改良研究員の設置について
都道府県の要する経費の三分の一
(二) 改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運用について都道府県の要する経費の三分の一
(三) 国及び地方の実情から見て緊急と認められる都道府県及びその他試験研究機関の行なう特定の試験研究に要する経費の全部または一部
(四) 都道府県の行なう水面の総合利用をはかるため必要な調査並びに試験に要する経費の二分の一
(五) 漁村における研究団体の自主的活動を助長するために要する経費の二分の一
(六) 水産業改良普及事業の実施についてであります。この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施にあたっては、農林大臣と協議して定めた方針によらなければならないこととしたしました。

第二に、農林省の試験研究機関の協力についてであります。が、都道府県水产試験場は、この法律の目的を達成するために行なう試験研究に關し、農林省の試験研究機関に対して必要な助言と協力を求めることができることとしたしました。

第三に、水産業改良普及事業に対する助成であります。が、国は都道府県に対し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費を補助することといたしました。

(一) 水産専門技術員及び水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業または漁民生活の改善に関する水産業または漁民生活の改善に関する教示及び実地展示のために要する経費の三分の一

と研修を積極的に行なうことといたしております。

第六に、水産改良普及所についてであります。が、各都道府県の特性を勘案して、水産改良普及所を設置し、水産業改良普及員に協力して水産業または漁民生活の改善を推進する漁民の育成のために要する経費の二分の一と協力を助長するための助成金を設置し、水産業改良普及員の行なう水産業改良普及事業に關する事務の連絡調整、その他水産業及び漁民生活の改善に関する科学的技術及び経営上の知識の総合的な普及及び経営上の知識の総合的な普及の勤務の状態を考慮し、特に水産改良普及及手当を支給することができることとしたしました。

第七に、専門技術員及び改良普及員についてであります。が、都道府県水産改良普及員の任務その他についてであります。が、改良研究員は最も高い資格を有する研究者を充てることといたしており、改良普及事業に必要な試験研究を行なうことをその任務といたしております。専門技術員は、試験研究機関及び水産改良研究員と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするとともに、水産改良普及員を指導することが任務となつております。

第五に、改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任務その他についてであります。が、改良研究員は最も高い資格を有する研究者を充てることといたしており、改良普及事業に必要な試験研究を行なうことをその任務といたしております。専門技術員は、試験研究機関及び水産改良研究員と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究をするとともに、水産改良普及員を指導することが任務となつております。

〇長谷川委員長 次に、安井吉典君。

○安井議員 ただいま議題となりました水産物の価格の安定等に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の水産業は、戦後上昇の一途をたどり、昭和三十六年度には漁獲量が六百七十万トンに達しました。見落としてはならないことは、このようないままでの漁獲量の増加が、漁業の観点からもゆるがせにできないことがあります。

農業におきましては米麦をはじめカシュー、パレインショ、大豆、菜種、豚肉、牛乳等重要農畜産物に対しては、内需は不十分ではあります。ところでも、かくにも価格安定措置ができ上がっておりまして、豊作貧乏の喫きを緩和できることであります。ところが、水産業におきましては多年にわたる水産物価格安定対策樹立の強い要望にもかかわらず、今日まで実効ある制度が打ち立てられていないなかつたことはきわめて遺憾であります。

政府は、昭和三十四年度において、わざかにサンマかす及びスルメに限り、系統機関が共同保管した場合その

組合員に対する前渡金の金利の一部に相当する金額を補助する措置を講じましたが、これは全く一時的な朝金収入

じめ決定、この数量の限度内において
価格を保証することとし、その手続規
定を定めることをあります。

め、委員二十人以内で組織する水産物価格安定審議会を設置することあります。

森林組合合併助成法案

卷二

他その事業經營の基礎となるべき事項

三 合併後の組合の事業經營についての基本方針

合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようになります。これにより、運営の統合を図

するため必要な施設の総合整備に関する事項

上 合併後の総合と総合員との間における利用及び協力を強化するための方策

六 合併後の組合に係る合併の日

前条の規定により合併及び事業 の事業計画

経営計画をたてるには、各組合
は、その組合員（准組合員を除

の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の一以

上の多数による議決を経なければ
ならない。

前条の規定による合併及び事業
経営計画の提出は、昭和四十二年
二月三十一日までに済む。

合併及び事業運営計画の適否の
[一月三十日までにするものと
る。]

（規定）
一条 都道府県知事は、第二条の

認定をする場合には、政令で定め

経験を有する者の意見を聞かなければならぬ。

都道府県知事は、合併及び事業
営計画に係る事項が次の各号の

件のすべてをみたす場合に限
、その合併及び事業經營計画が

当である西の認定をするものと
る。

森林組合併助成法

他その事業經營の基礎となるべき事項

三 合併後の組合の事業經營についての基本方針

四 合併後の組合が適正な事業經營を行なうことができるようになるため必要な施設の統合整備に関する事項

五 合併後の組合と組合員との間ににおける利用及び協力を強化するための方策

六 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2 前条の規定により合併及び事業經營計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

3 前条の規定による合併及び事業經營計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにするものとする。

（合併及び事業經營計画の適否の認定）

第四条 都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に關し学識経験を有する者の意見を聞かなければならぬ。

2 都道府県知事は、合併及び事業經營計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業經營計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の

経営する森林の面積の合計、払込済みの出資の総額並びに常時勤務する役員及び職員の人数の

合計が、組合の適正な事業經營の基礎の確立に資することを旨として政令で定める基準に適合することとなること。

二 合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の經營条件からみて適当であり、かつ、その計画を確實に達成することができると認められること。

(助成措置)

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 前条第二項の規定によりその合併及び事業經營計画につき適当である旨の認定を受けた組合

が、その合併及び事業經營計画に従い、昭和四十三年三月三十日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業經營

計画に従い、適正な事業經營を行なうことができるよう施設の統合整備を図るに当たつてこれに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

及び事業經營計画の樹立及び実施によるその指導に要する経費

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理 由

最近における林業事情その他の事情の推移にかんがみ、森林組合が合併及び事業經營計画をたて、これに従い合併をする場合に、合併後の森林組合の事業經營を適正なものにするため必要な助成等の措置を講ずることにより、森林組合の合併を促進して森林所有者の協同組織の健全化に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条 この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいり。一 林業を営む者(会社にあつては、資本の額又は出資の総額が一千円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る)二 森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」と総称する)三 前二号に掲げる者のほか、これらのが主たる構成員又は出资者となつてゐる法人で政令で定めるもの

二 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

林業信用基金法

目次

第一章 総則(第一条 第十六条)
第二章 役員等(第十七条 第二十六条)
第三章 評議員会(第二十七条)
第四章 業務(第二十九条 第三十二条)
第五章 財務及び会計(第三十二条 第三十九条)
第六章 監督(第四十条 第四十一条)
第七章 雜則(第四十二条 第四十五条)
第八章 罰則(第四十六条 第五十三条)
第九章 第十一条

第一條 林業信用基金は、林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ)の經營の改善に資するその指導に要する経費第一條 第一章 総則(目的)附則
第一条 林業信用基金は、林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ)の經營の改善に資するその指導に要する経費

するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の融資を行なう機関から借り入れる場合にその借入に係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいり。資本の額及び同条第三

六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(貸付け等)に掲げる事業を行なう協同組合連

合会

七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

(法人格)

第三条 林業信用基金(以下「基金」)

2 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

(定款)

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第四条 基金は、主なる事務所を東京都に置く。

(法人格)

第三条 林業信用基金(以下「基金」)

2 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

(定款)

(資本金)

第六条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出资する金額、同条第二項の規定により都道府県が出资する金額及び同条第三項の規定により林業者等が出資する金額の合計額とする。

第七条 政府は、三億五千万円を基金に出資する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を得て、基金に出资することができる。

3 林業者等は、基金に出资することができる。

4 第八条 都道府県及び林業者等についての出資一口の金額は、一万円とする。

5 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

6 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

7 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

8 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

9 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

10 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

11 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

12 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

13 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

14 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

15 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

16 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

17 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

18 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

19 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

20 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

21 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

22 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

23 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

24 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

25 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

26 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

27 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

28 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

29 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

30 基金に出资する者は、出資の持分を払いもどすことができない。

- 2 都道府県及び林業者等でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。
- 3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
- 第十三条 出資者は、持分を共有する（持分の共有の禁止）。
- 第十四条 出資者は、持分を共有することができない。

- 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。これをもつて第三者に对抗することができない。
- （名称の使用制限）
- 第十五条 基金でない者は、林業信託の登記をしない。
- （民法の準用）
- 第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。
- （役員） 第二章 役員等
- 第十七条 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。
- 2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。
- （役員の職務及び権限）
- 第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。
- 3 監事は、基金の業務を監査する。
- 第十九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。
- 2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。
- （役員の任期）
- 第二十条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- （役員の欠格条項）
- 第二十一条 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準する地位にある者で、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。
- （役員の解任）
- 第二十二条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- （役員の職務及び権限）
- 第十三条 農林大臣は、前項の各号の一に該当するとき、その他の役員たる林業者等（その一に該当するとき、その他の役員たる林業者等）が組合である場合には、そ

- るに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。
- （役員の兼職禁止）
- 第二十三条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
- （代理権の制限）
- 第二十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。
- （代理人の選任）
- 第二十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従事する事務所の業務に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- （職員の任命）
- 第二十六条 基金の職員は、理事長が任命する。
- （評議員会） 第三章 評議員会
- 第二十七条 基金に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

- 4 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。
- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 每事業年度の予算、事業計画及び資金計画の設定及び重要な変更
- 四 財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の作成
- 5 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。
- （評議員）
- 第二十八条 評議員は、出資者（出资者が法人である場合には、その代表者）及び基金の業務に關し学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する。
- 2 評議員の任期は、三年とする。
- 3 第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。
- （業務） 第四章 業務
- 第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
- 一 次に掲げる資金で政令で定めるものを当該出資者たる林業者等（以下に掲げる資金について）に貸し、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。
- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。
- （業務方法書）
- 第二十条 基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 被保証者についての保証の金額の最高限度
- 二 保証の金額の合計額の最高限度
- 三 保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度
- 四 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 五 保証料に関する事項
- 六 保証債務の弁済に関する事項
- 七 求償権の行使方法及び消却に関する事項
- 八 その他基金の業務の運営に関する重要な事項で農林省令で定めること

第三十一条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。	<p>2 基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。</p> <p>3 基金は、前項の規定による委託を受けたところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。</p>
<p>第三十二条 基金の事業年度は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る予算、事業計画及び資金計画（これららの変更の認可を受けた場合には、当該変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第三十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。</p>	<p>2 基金は、前項の規定により委託を受けたところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。</p> <p>3 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第三十五条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>(短期借入金)</p> <p>第三十六条 基金は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額限り、農林大臣の認可を受け、これを借り換えることができるとする。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第三十七条 基金は、毎事業年度、農林水産委員会議録第二十一号 昭和三十八年三月二十日</p>
<p>第三十八条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(農林省令への委任)</p> <p>第三十九条 この法律に規定するもののか、基金の財務及び会計に関する通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあてすれば足りる。前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。</p> <p>(監督)</p> <p>第四十条 基金は、農林大臣が監督する。</p> <p>2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務を関し、監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第四十一条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めめたとき。</p>	<p>2 基金は、前項の規定による委託を受けたところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。</p> <p>3 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。</p> <p>(金裕金の運用)</p> <p>第三十七条 基金は、次の方法によれば、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>（金裕金の運用）</p> <p>第三十七条 基金は、次の方法によれば、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第三十五条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>(短期借入金)</p> <p>第三十六条 基金は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額限り、農林大臣の認可を受け、これを借り換えることができるとする。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第三十七条 基金は、毎事業年度、農林水産委員会議録第二十一号 昭和三十八年三月二十日</p>
<p>第三十八条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第三十九条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項若しくは第二項ただ書の認可をしようとするときは、</p> <p>3 第二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第四十条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項若しくは第二項ただ書の認可をしようとするときは、</p> <p>3 第二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第四十一条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項若しくは第二項ただ書の認可をしようとするときは、</p> <p>3 第二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第四十二条 基金が出資者に対する通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあてすれば足りる。前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。</p> <p>(監督)</p> <p>第四十三条 基金は、定期、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第二項に規定するところ。</p> <p>(第八章 制則)</p> <p>第四十四条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを</p>	<p>3 前項ただし書の規定により借り入れた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>（金裕金の運用）</p> <p>第三十七条 基金は、次の方法によれば、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額に応じて分配しなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第四十四条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められものと解してはならない。</p> <p>2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第四十五条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>2 第二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第四十六条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを</p>

收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処す。

2

基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3

犯人の收受したわいは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4

第四十七条 前条第一項又は第二項に規定する者に對してわいを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

5

第四十八条 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

6

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

7

この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その

認可又は承認を受けなかつたとき。

8

この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

9

第十条 第十一条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

10

第十一条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

11

第十二条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

12

第十三条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に交付しなかつたとき。

13

第十四条第一項の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

14

第十五条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒ん

だとき。

第五十条 第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)

第二条 農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 農林大臣は、設立委員会を命じて、基金の設立に関する事務を

の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(成立当初の資本金)

第七条 基金の成立当初における資本は、五億円を下るものであつてはならない。

(経過規定)

第八条 この法律の施行の際現に林業信用基金といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

第九条 基金の最初の事業年度は、第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十九号)の下に「林業信用基金」の下に「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

第十六条 第十五条の規定により払込みを求める

り引き受けた出資金の全額を、それぞれ払い込まなければならぬ。

あつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第十九条第七号中「農業信用基金協会」の下に「林業信用基金」を、「農業信用基金協会法」の下に「林業信用基金法」を加える。

第十九条 第九号ノ八中「又ハ開拓融資保証金協会」を「開拓融資保証金協会又ハ林業信用基金」に改め

りに改正する。

第二十条 第十二条印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十一条 第十五条第九号ノ八中「又ハ開拓融資保証金協会」を「開拓融資保証金協会又ハ林業信用基金」に改め

りに改正する。

第二十二条 第十三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

第二十三条 第十三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

第二十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十五条 第十五条の規定により払込みを求める

うに改正する。

第二十六条 第十五条の規定により払込みを求める

うに改正する。

第二十七条 第十五条の規定により払込みを求める

うに改正する。

第二十八条 第十五条の規定により払込みを求める

うに改正する。

第十一条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画について、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

では、第三十三条第一項中「當該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第三十二条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十年三月三十一日に終わるものと

四年法律第百五十三号の一部を

同条第二項又は第三項の規定によ

る。

第六十一条第八号中「森林組合」の下に「林業信用基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

理由

木材等林産物の生産に要する資金、種苗等林業生産に必要な資材の共同購入に要する資金等の林業の経営の改善に資する資金の融通の円滑化を図るため、これらの資金の借入につき債務の保証をする機関として林業信用基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川委員長 まず、政府から提案理由の説明を聽取いたします。津島政務次官。

○津島政府委員 森林組合合併助成法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林組合は、昭和二十六年の森林法改正により強制加入の組合から協同組合原理に立脚する森林所有者の協同組織としてその組織を変更して以来、今まで十有余年の歩みを通じまして、民有林における森林施設の合理化と森林生産力の増進にその一翼をになうとともに、森林所有者の経済的、社会的地位の向上に寄与して参りました。

しこうして、最近における国民経済の進展と林業を取り巻く諸般の情勢の

変化に即応して、林業経営の改善と林業就業者の所得の向上等を重視する新しい施策が、各方面から強く要請されるに至っておりますが、御承知のように、わが国の民有林は、その多くが零細經營であります。従いまして、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するべく本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法案による助成等の対象は、施設組合の合併といたしておらず、その手続は、関係組合が、共同して、一定事項を記載した合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画を立て、

都道府県知事に適否の認定を求めることがあります。

第二に、都道府県知事は、計画の適否の認定にあたりまして、森林組合に

関し学識経験を有する者の意見を開かなければならぬことといたしておりますが、特に適正な事業経営の基礎要件と考えられる組合の規模、出資の総額及び事業執行体制につきましては、

政令で一定の基準を設定することといたしております。

第三に、政府は、その計画が適当である旨の認定を受けた森林組合が合併いたしました場合には、予算の範囲内において、適正な事業経営のため必要な施設の整備に要する経費の一部及びな施設の整備に要する経費の一部につき補助することといたしております。

第四に、本法案による助成等の措置は、五年間行なるものとし、昭和四十年三月三十一日までに合併したものとその対象とすることといたしております。

なお、本法案と関連して別に提案をしております租税特別措置法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を

合併後の組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を講じ、新た時代の要請に即応する森林所有者の協同組織の健全な発展に資するべく本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法案による助成等の対象は、施設組合の合併といたしておらず、その手続は、関係組合が、共同して、一定事項を記載した合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画を立て、

都道府県知事に適否の認定を求めることがあります。

第二に、都道府県知事は、計画の適否の認定にあたりまして、森林組合に

関し学識経験を有する者の意見を開かなければならぬことといたしておりますが、特に適正な事業経営の基礎要件と考えられる組合の規模、出資の総額及び事業執行体制につきましては、

政令で一定の基準を設定することといたしております。

第三に、政府は、その計画が適当である旨の認定を受けた森林組合が合併いたしました場合には、予算の範囲内において、適正な事業経営のため必要な施設の整備に要する経費の一部及びな施設の整備に要する経費の一部につき補助することといたしております。

第四に、本法案による助成等の措置は、五年間行なるものとし、昭和四十年三月三十一日までに合併したものとその対象とすることといたしております。

なお、本法案と関連して別に提案をしております租税特別措置法の一部を

改正する法律案によりまして、合併後保証機関も存在していないのであります。このような事情にかんがみましても、林業の生産性の向上と林業経営の改善に資するためには、農林中央金庫の民間融資機関から林業経営に必要な資金の円滑な導入をはかることが必要であります。このため、林業者が同購入に要する資金等林業経営の改善等が木材等林産物の生産に要する資金、種苗等林業生産に必要な資材の共同購入に要する資金等林業経営の改善が必要であります。

そこで、森林組合が被合併組合から引き継いだ欠損金につきまして、法人税及び事業税の課税標準たる所得の計算上、損金算入を認めることとするほか、被合

併組合の資産の評価益から生じた清算所得、不動産の権利取得にかかる登記費用につきましてもそれぞれ法人税法、地

方税法、登録税法の特例措置を設け、従来から合併推進の障害となってきた問題につきましてもそれぞれ法人税法、地

る資本金は、五億円を下つてはならないと法定されています。

第二に、第二章及び第三章におきましては、基金の組織いたしまして、役員の定数、職務、権限、任命、任期等並びに諸問機関たる評議員会について規定しております。特にこの基金において規定しております。特にこの基金におきましては、業務の適正な運営の確保と出資者の意思の尊重をはかる見地から、定款の変更等重要な事項は必ず評議員会に諮問しなければならないことをいたしております。

第三に、第四章の業務におきましては、基金の行なう業務の範囲、業務方法書等について規定しております。基金の業務は、さきにも述べましたように、出資者たる林業者等が融資機関から借り入れられる資金につき、当該融資機関に対して負担する債務を保証することですが、その対象となる資金には次の三種類を規定しております。すなわち、その一は、出資者たる林業者等がその林業の經營のために必要な資金を貸し付けるために必要とする資金であり、その二は、出資者たる組合がその直接の構成員となつてゐる林業者等に對しその林業の經營に必要な資金を貸し付けるために必要とする資金で、いわゆる転貸資金であり、その三は、出資者たる組合がその直接または間接の構成員となつてゐる林業者等にその林業の經營に必要な資材を供給するために必要とする資金で、いわゆる共同購入資金であります。

第四に、第五章の財務及び会計における組合の事業經營の基礎となるべきことは、予算、決算等重要な事項について、農林大臣の認可または承認にかかるしめることとしたほか、余裕

金の運用等について所要の規定を設けております。

その他、若干の監督規定を設けるほか所要の罰則規定等を設けまして、基金の運営が健全かつ適正に行なわれるよう配慮いたしております。以上がこの法律案の提案理由及びその主要な内容でございます。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○長谷川委員長 引き続き補足説明を聴取いたします。林野厅長官。

○吉村政府委員 森林組合合併助成法案の内容につきまして、補足して御説明申し上げます。

さきに御説明いたしました提案理由にもありました通り、本法案は森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業經營の基礎を確立するためには、必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進をはかることを目的としておりまして、法案の構成といふことでは、第一に合併参加組合が共同して樹立する合併及び事業經營に対する政府の助成措置につき規定いたしている次第であります。

以下、その細目につき若干補足させたいといたします。

まず第一に計画の樹立手続等についてであります。これは、第二条及び第三条に規定してあります。現行森林法では、森林所有者の協同組織たる森林組合として、施設組合と生産組合の二種を設けておりますが、本法案による助成等の措置は施設組合の合併を対象としております。合併参加組合が共同

で立てる合併及び事業經營計画の内容には、合併についての基本方針、合併後の組合の事業經營の基礎となるべき事項その他所要の法定事項を記載するものといたしますとともに、計画樹立の重複審議の上すみやかに御可決あらんことを要求しております。なお、

都道府県知事の認定を求めるための計画の最終提出期限は、昭和四十二年十二月三十一日と定めております。第一に都道府県知事の認定でありますが、第四条第二項では、二つの認定要件を定めております。

まずその一は、提案理由の説明にもありましたが、合併後の組合が適正な事業經營を行なうための基礎要件として、組合規模、出資の総額及び事業執行体制の三要素のすべてにつき政令で定める一定の基準に適合することとなることであります。この政令で定める基準といたしましては、組合員の経営する森林の合計面積がおおむね五千ヘクタール以上、払い込み済みの出資の総額が百万円以上、常勤役員員数が五人以上と定めることを予定しております。

以上の補助金は、いずれも、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、交付することといたしておりますが、ただいまのところ、補助率は、

オートバイ等を考えております。その二是、指導費補助金であります。これは、都道府県が計画の樹立、実施につき指導を行なふ場合における経費に対する補助金であります。

以上の補助金は、いざれも、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、交付することといたしておりますが、ただいまのところ、補助率は、

施設整備費の三分の一、指導経費の二分の一を予定しております。なお、三

十六年度予算では、四十六合併分の経費として六百八万三千円を要求しております。

次に、林業信用基金法案に關係いたしました、提案理由の補足説明を申し上げます。

その一は、合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合の經營条件が確実であると認められることであります。

なお、第四条第一項では、都道府県知事が適否の認定を行なうにあたつて意見を聞く、組合に關し学識経験を有する者は政令で定めることとしておりま

すが、これには、都道府県森林組合

連合会の理事、単位森林組合の理事等を含める予定であります。

第三に政府の助成措置であります。が、これは第五条に規定してあります。都道府県に対し次の二種の補助金を交付できることといたしております。かかる合併がみまして、計画を立てるためにあたりましては、各合併参加組合ごとに、総会における特別議決を行なうことを要求しております。なお、

都道府県知事の認定を求めるための計画の最終提出期限は、昭和四十二年十二月三十一日と定めております。

第一に都道府県知事の認定でありますが、第四条第二項では、二つの認定要件を定めております。

まずその一は、提案理由の説明にもありましたが、合併後の組合が適正な事業經營を行なうための基礎要件として、組合規模、出資の総額及び事業執

行体制の三要素のすべてにつき政令で定める一定の基準に適合することとなることであります。この政令で定める基準といたしましては、組合員の経営する森林の合計面積がおおむね五千ヘクタール以上、払い込み済みの出資の総額が百万円以上、常勤役員員数が五人以上と定めることを予定しております。

その二是、指導費補助金であります。これは、都道府県が計画の樹立、実施につき指導を行なふ場合における経費に対する補助金であります。

以上の補助金は、いざれも、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、交付することといたしておりますが、ただいまのところ、補助率は、

施設整備費の三分の一、指導経費の二分の一を予定しております。なお、三

十六年度予算では、四十六合併分の経費として六百八万三千円を要求してお

ります。

次に、林業信用基金法案に關係いたしました、提案理由の補足説明を申し上げます。

その一は、合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合の經營条件が確実であると認められることであります。

なお、第四条第一項では、都道府県

説明がありましたが、これを具体的に申しますと、会社にあつては資本の額の及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものをいたしますとともに、計画樹立の重要性にかんがみまして、計画を立てるにあたりましては、各合併参加組合ごとに、総会における特別議決を行なうことを要求しております。なお、

都道府県に對し次の二種の補助金を交付できることといたしております。かかる合併がみまして、計画を立てるためにあたりましては、各合併参加組合の重要性にかんがみまして、計画を立てるにあたりましては、各合併参加組合ごとに、総会における特別議決を行なうことを要求しております。なお、

都道府県知事の認定を求めるための計画の最終提出期限は、昭和四十二年十二月三十一日と定めております。

第一に都道府県知事の認定でありますが、第四条第二項では、二つの認定要件を定めております。

まずその一は、提案理由の説明にもありましたが、合併後の組合が適正な事業經營を行なうための基礎要件として、組合規模、出資の総額及び事業執

行体制の三要素のすべてにつき政令で定める一定の基準に適合することとなることであります。この政令で定める基準といたしましては、組合員の経営する森林の合計面積がおおむね五千ヘクタール以上、払い込み済みの出資の総額が一百万円以上、常勤役員員数が五人以上と定めることを予定しております。

その二是、指導費補助金であります。これは、都道府県が計画の樹立、実施につき指導を行なふ場合における経費に対する補助金であります。

以上の補助金は、いざれも、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、交付することといたしておりますが、ただいまのところ、補助率は、

施設整備費の三分の一、指導経費の二分の一を予定しております。なお、三

十六年度予算では、四十六合併分の経費として六百八万三千円を要求してお

ります。

次に、林業信用基金法案に關係いたしました、提案理由の補足説明を申し上げます。

その一は、合併後の組合の事業經營に関する計画が、その組合の經營条件が確実であると認められることであります。

なお、第四条第一項では、都道府県

ありますので、そのような場合には、なっております。なお、第三十一条に基金の承認を得て持ち分を譲り渡すことができる道を第十二条において規定しております。なお、基金の解散の場合には、出資の額を限度として残余財産を各出資者に対して分配する旨第四十四条に規定いたしております。

第四点といたしまして、第十九条におきましては、他の政府出資の特殊法人と同様でございますが、理事長及び監事は、農林大臣が任命することとし、理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命することとし、第二十八条におきましては、評議員は、出資者及び学識経験者から農林大臣が任命することとして、広く適任者を求めるところに、基金の運営の適正を期しております。なお、基金の中立性を確保するとともに公務員の職務に専念する義務との抵触を避けるため、第二十一条において質疑を行なっています。

第五点といたしまして、基金の業務

につきましては、評議員は、出資者及び学識経験者から農林大臣が任命することとして、広く適任者を求めるところに、基金の運営の適正を期しております。なほ、基金の中立性を確保するとともに公務員の職務に専念する義務との抵触を避けるため、第二十一条において質疑を行なっています。

第六点といたしまして、第三十七条では、業務上の余裕金を安全かつ確実に管理するために、その運用方法とい

たしまして、農林中央金庫等への預金、金銭信託、国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得に限定いたしております。

以上若干申し上げまして提案理由の補足説明といたします。

○長谷川委員長 引き続き、両案について質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。川俣清音君。

○川俣委員 ただいま上程になつておられます森林二法案について、審議を進める前提といたしまして、林業政策を樹立して法律を制定すべきものは

答申を十分に尊重しつつ、農業経営との関連を十分に考えまして基本的な方針を樹立して法律を制定すべきものは

制定をいたしたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○川俣委員 特に林業は長期計画を立てることができます。それだけに、やはり基本的構想が明らかになつておませんと、民

有林の育成の上にも、あるいは林業総体の生産性向上の上にも、長期見通しが立たなければ計画が立たないのであります。

ですが、こうした部分的な法律によります。また、林業者等が自己の林業の経営のために必要とする資金につきましても、組合が出資しておりますとき

ます。また、林業者等が自己の林業の構成員となつておりますとき

ます。林業者等は、みずから出資をいたさない限り、一つの確信を持つ

たしてお尋ねをしなければならないと思うのでございます。

そこで私は、日本の林業について幾多の議論が行なわれておるし、また参

議院におきましても、この二法案の成

立の際附帯決議がなされております。政府は、可及的速かに、農林漁業本問題調査会及び中央森林審議会の答申等を尊重し、かつ、農業施策との関連をも考慮しつつ林業政策の根本方針を確立し、これが実施のため必要な立法措置を講すべきである」という附帯決議がなされておるわけでございまして、私どもも全く同感でございます。この点について大臣はいかようにお考へになっておりますか、ますお尋ねをいたしたいと思います。

○重政国務大臣 川俣さんはもうこの道にかけての専門家ですからよく御承認のこととお考へなさるのではあります。そこで、そういう状態を一面においてはつきりと把握するとともに、常識的に考えれば二十町歩くらいからが農業経営と兼業をしておるという状態であります。そこで、そういう状態を一面においてはつきりと把握するとともに、常識的に考えれば二十町歩くらいからが農業経営としての独立の形態じやないかとお考へなさるのではあります。しかしれども、はたしてどこへいつても

そうであるかどうかといふことも、私は問題があらうと思うのであります。

そこで、三十八年度におきましては、

そういうような点を十分に調査をいたして現実を把握いたしました上に、一

つ林業に関する構造改善と申しますが、そういうものを打ち立てていきた

い。大体こういう考え方でおるわけであります。でありますから、できるだけ早い機会にそれらの調査結果も十分に

参考いたしまして基本的な構想を立てていきたい、こういうふうに考えてお

る次第であります。

○川俣委員 大臣の今の答弁は一応了承いたします。しかしながら、基本問題調査会が発足して二年の間研究を遂

げ、その答申があつて、中央森林審議会において意見が出され、それに基づいて相当検討が進められておらなければなりません

ない。林野の境界にいたしましても、おのれの台帳に載つてはおりますもの

の、これも正確であるかどうかといふ立証も十分ではない。特に、予算委員会におきまして淡谷君が質問をいたしましたように、国有財産台帳には千島の立木並びに地積まで載つておる、これは森林法によりますと、所有していながらでなくて、營林の意思を持つて所有していなければ森林とみなさないということになつておる。単なる所有ではなくて、營林育林の施業を持つていなければ森林所有者と見なさないという規定をみずから森林法に認めておる。規定をいたしておる。それにかかるわらず、保育もできない、管理もできないところを自分の面積に持つておるなんということは、これは私はいい悪いの問題ではない、十分な調査が行き届いておらない結果出てきたものだと思ふ。この問題をあえてここで取り上げましたのは、そういう欠陥をつく意味でなくして、十分な把握ができるらしいという一例にすぎないのでありますけれども、その他幾多指摘ができると思う。ために、日本の資源問題といたしましても、国有林の面積あるいは民有林の面積あるいは森林適地の面積、土壤等を十分調査をして、把握をした上に、森林政策を立てなければならないと思うのでありますが、予算上の制約を受けまして多年の要望がいまだに達成されておらない。むしろこの方が基本的な問題でないかと思ひますが、大臣はどのようにお考えになつておりますか。

常に厳格な意味における正確さといふべきであります。それから千島の問題になりますと、御承知のように私は問題だと思うのでありますから、営林財産からはずすのはわけはないのだろうと思ひますが、それがいいか悪いか、これもよほど外交的にもまた国内の問題としても私は問題だと思うのでありますから、むろん国有林の話であります。それから千島の問題になりますと、御承知のように私は問題だと思うのでありますから、営林財産からはずすのはわけはないのだろうと思ひますが、それがいいか悪いか、これもよほど外交的にもまた国内の問題として、この点については十分に今後研究、検討をしなければならぬと思ひます。それで、そうしてその上に根本的な対策を立てると、これは全く同感であります。それから、日本は七割以上も山国でありますから、ことに国有林につきまして、森林に適するか、あるいはその他農業に適するか、そういうような利用区分といふものはしなければならない、そして高度に山を利用するということにいかなければならぬということとも全く私も同感であります。ただどういう利用区分というものが抽象的にでてきてみてもしようがない話であり、現実の問題として、あるいは酪農をやることで国有林のこところのところは牧草地農耕にすべきであるということで、現実的であります。そういう計画とその利用区分とがマッチするところに初めて私は完全な経済的な山の利用といふことができるのだろうと思うのであります。しかし抽象的な計画的に考えなければならぬ、こう考へまして、これは事務当局で検討せしめておるわけでございます。

状態が把握されており、こういう説明です。ある程度というのが問題なんですね。私は必ずしも一厘一分違つてはならないとまでは申し上げませんけれども、今後の木材の輸入、あるいは非常に時における伐木の問題等が起つて参りました場合、蓄積がはつきりしておませんと、伐木することによってかえって木材価格を高騰させるというよくなお蓄積がこのぐらいある、さらに生産力はこう拡大していくのだという安心感がなければ、いたずらなる木材の賃貴を招くことがあるかもしれませんし、また低落を来たすようなことも起きて参りましょから、ある程度信頼するに足るような、何人もあるよその程度という信頼の置けるような把握でなければならぬ。自分が把握しておるのだといいましても、国民の信頼がなければ価値は生まれてこないと思うんです。そういう意味で、もとと徹底した調査が必要ではないか。御承知の通り、アマゾンの流域の立木の調査が世界の木材界に、また世界の産業界に大きな役割を果たしたのです。単なるブラジルの森林の問題じゃなくして、世界的に大きな影響を持つておる。日本も面積は小さいながらも相当蓄積のあるところとされております。こういう点について世界的に信用されるデータがなければ、いたずらに輸入材が日本の森林資源を軽視して、価格の高騰も出てくるであります。こういう点について世界的にいろいろな向こうからの思惑も加わるだろ

うと思われるわけです。正常な取引が阻害されるということになりますのと、國民的信頼を受けるばかりでなく、世界的な信頼を受ける実態調査といふものが公表されなければならぬと申うんです。それにはやはり基礎調査というものが必要だとと思うのであります。それで、基本法をつくる以前の問題として、これに取り組まなければならぬと思つますが、この点についての御意見を伺いたい。

○川俣委員 そこでこの際なお指摘しておきたいのは、森林法も林業の基本的な性格を持つておるのだと言われておりますが、「この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。」ということでおさな所有者ではないわけです。土地の上に森林のある所有者だけでは森林所有者は言わないという規定で、「及び育成することができる者をいう。」と单なる所有者ではないわけです。土地の上に森林のある所有者だけでは森林所有者とは言わないという規定で、「及び育成することができる者をいう。」といふのでございますが、森林所有者と名づけられております者、自称しておる者で、この森林法の適用される森林所有者とは言いつたい存在があると思います。最近人工造林等をいたしまして、營林にいそしんでおる人もございまするけれども、ただ親代々一度も見たこともない、あるいは使用人を派遣したこともないといふ森林地権を有者として存在をしておるというふうに、これは森林地権を持つておるだけであつて、森林所有者とは言わないといふ規定でありますね。首をかしげるけれども何ですか。森林法第二条「この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。」こういうのですから、「所有し、及び育成することができる者」營林のとき申し上げますけれども、森林法の組合員の中にも、森林所有者でない者で組合員になつておる方もないわけではありません。大面積を所有してお

で、いわゆる森林法の適用外の人も含まれるわけでございまして、そういう意味におきましても、基本的なあり方について、はたして林業の基本法となるものは、森林法で規定しているような森林の所有者でなければならぬのか、あるいはこういものは除外するのかといふことがもう少し明確にならなければならぬのではないか、などという意味で、別にこれをもつてある方がの方の施策を非難するという意味じゃないのです。基本的なものであらためて出す必要があるのではないかといふ例に引いたにとどまるわけです。

次に、特に国有林について申し上げたいと思いますが、その前に、林野庁が「林業振興のための対策具体化施策」という構想を発表された。おそらくそれが基本となりまして基本法が生まれるのではないか、これはかなり参考にされるのではないか、いろいろ検討されたものでございましょう。もし大半の答弁できなかつたら答弁しないでけつこうですから、そうあまりしつづく言いません。わかつておるところだけでけつこうです。これによりますと、具体化施策の第一に、生産の増大と生産性の向上というものを題目にあげております。これはもとだとと思われます。少なくとも林業政策を論じるものといたしまして、施策を講じるふのといたしまして、生産の増大と生産性の向上を主眼といたしますことは、これは何人も同一であろうと思われます。しかし、問題は二点出で参ります。一体生産性の向上を林野庁がそぞろ主張できるのかどうか、こういう点について非常な疑問を感じるのであります。

す。民有林の生産性の向上あるいは生産の増大ということを民有林に責任を負ふせて助成をする、あるいは指導をするということはけつこうなことで、これは間違いじやありませんよ。その通りでなければならぬ。しかば生産性の向上におきましても、国有林みずから範をたれなければならないと思ふのです。ところが、同じく林野庁の出しております「日本林業の現状と問題点」三十七年二月によりますと、林野庁所管の国有林は全国森林のうち、面積で三分の一弱、森林蓄積の二分の一弱を占め、単位面積当たりの蓄積は民有林のそれの二倍以上であるが、立地条件の悪い奥地にある老齢天然林が多いため、単位面積当たりの成長量、すなわち生産性は、民有林のそれと比べると六〇%弱にとどまつておる。これから大いに育成しなければならぬ劣っている民有林、それよりも、成長量、生産性は六〇%に達しないということなんです。それは奥地に老齢の天然林を持つておるからだ。持つておるのをどうしなければならないかということが問題なのでありますて、持つているから生産性が低くたつてやむを得ないんだといふ説明は、民有林を育成するという立場に立ちましても自己批判をしなければならぬ問題じやないかと思ひますが、この点だけは大臣答弁できるでしょう。そんなむずかしい問題じゃない。

○ うそのう計をめぐる

り、そらして、天然過熟林はこれを伐をやる、そらしてそこに造林をやつしていくくということをやらなければなりませんからねわけでありまして、これも一応人工造林に切りかえていく、こういふ方針でやりたいと考えます。

○川俣委員 先ほど読み上げましたように、森林法に規定いたしまして民間規制をいたしまして、あるいは規制ばかりでなくして助成もいたすわけでございますが、奨励、勧告もいたしまして、基本法の根本的建前にしておる。それはよろしい。それは何人も容認する。ところが、国有林がみずから老齢熟なものを持っておりますならば、その土地の生産性を高めていかなければなりません。人に強要することについては確かに、国有林自体、政府がその責任を負つておるのではないか。人に強要することについては確かに厳格だけれども、自分のことは粗にしておるということになります。の指導性などをどうものは生まれない。みずから法律を立ててこれをやって指導しておりながら、みずから、の指導性を欠くようなことがあつて、国有林の使命が果たせないではないか。かと思うのです。それであえて強調したことでは基本法をつくられるといふ考え方でしょ。もつと促進をしてよ。民間だってだんだんやりますよ。ういうことになる。それではいかぬたのです。だんだんやつてきますよ。といふ考え方、近代的に進めていくこという意図でつくられる、それなら

◎ 重慶地質學研究二集

みずからもつと計画を改變していく
ければならないことになつておるわ
ですが、従来の惰性でやるといふこ
とは許されないのぢやないか。自分は
性でやつておるものだから、基本法
つくるといふと自分が縛られるため
基本法をつくることをちやうちょし
るのではないかといふ非難も出で
ると思うのですが、大臣、この点ど
ですか。

○重政國務大臣 これは御説の通り
あります。速度を速めて人工造林に
かえていかなければならぬ、こう考
えておるわけであります。

○川俣委員 速度を速める、いつか
述べたのですか。今までの五六年計
を見ましても、そんなに速めてはおな
せん。むしろ伐採量はふえて参りま
しても、官行造林等明治の末期から士
正の初めに植林したものを対象にい
していくでしよう。従来の林野の伐採
や、老樹過熟などを対象にしておな
がりも、もう少し手近な人工植林的な
もの、あるいは手近なところに存在す
るものを探しておるという状態で
ある。奥地には手が伸びていないのが
最も生産性の低いところに手が伸び
ないので、やや高いところに手が伸び
おる。それをもつと高めようといふ
けれども、これも大臣一つ答弁を願
たい。もう十分知つておるからいい
らうというお話ですが、知つておる
あってはならないのではないかと申
をやらないから問題にするのです。
重政國務大臣 奧地の生産性が低
く、そういう天然過熟林が存在する、
れはそちらでありますか、これもやは
り思ひます。

なけりうきを情うくて考切で大まりに画く採たるじて仲すすみの意賦る。

自然的条件がありまして、それを人工造林に切りかえていくなら、大いに生産性が上がるところもあれば、上がらないところもあるのではないかと思うのです。それからまた治山治水の関係上伐採のできないところもあるのじやないか、こうしてようやく私は思うのでありますから、十分に一つ事務当局を督励いたしまして、御趣旨に沿うようにやって参りたい、こう考えます。

○川俣委員 大臣の答弁、その通りでいいのです。ここは人工造林に編成がえをすることができないとか、ここは保安林ではないけれども保安林に当たるような場所であるからこの資源は保存するとかいろいろな調査ができるれば、それでよろしいのです。できておれども、できておると言つてから、それじやその計画に基づいてやっておられるかと聞いたのです。調査ができるおれば大臣の今の答弁はおかしいと思ひ。まだできていなければ大臣の答弁は正確だ、こう私は思ひ。それでよろしいと思ひ。調査ができるかと聞けばでないと聞いている、こちらに聞けばいやそいつはまだ十分にできていないために手はつけられない、こういうことになりますと、どうも大臣の答弁自身に矛盾があると思う。私は矛盾をあえてこの際つこうとは思いませんけれども、これは久しい前からの問題でございまして、要は予算に制約を受けておるといふことなんです。特にこの予算の問題につきまして、私がたびたび強調したことでございますが、公共予算は、直接税であろうと間接税であらうとも、国民の税負担という形による歳入をもつて歳出をはかりますから、できるだ

け苛斬誅求のないように歳出が制約を受けることはやむを得ないとと思うのですが、企業財産であるからには、あるいは林野の持つておる使命として一つは保安施設を講じなければならぬのと、もう一つはやはり企業性を高めるために生産性の向上に努めていかなければならぬといふことが企業運営の基本でなければならないと思うのです。ところが從来は、歳入にこだわっておつて、拡大すべき歳出すなわち追加投資を行なうよりよりな歳出の制約を受けている。奥地を開発するならば追加投資をしなければならない。その追加投資の制約を受けておるために、奥地林が開発されていないという欠陥を生じておる。たばこ専売ですら広告費を多大にかけておるのですよ。たばこ専売の必要性があるといふ。たばこ専売の必要性が増大するための投資だそうであります。大蔵省たつてたばこの広告費まで収益増大の投資と見るからには、造林についてこれが投資であるといふ考え方になつてもよろしいのじやないか。ならせないとするならば、説明が悪い熱意が足りないか、そういう農林省が熱意が足りないかと思う。大体木を切れ取るだけです。売り食いするだけで財産をふやすことですよ。どらむすこがいておやじの木を切ることは生産でも何でもないですよ。財産を減らすだけです。売り食いするだけで財産をふやすことですよ。どうも持つておるのにタケノコ生活でしょ。前から持つておるには大ていこの試験をパスしなけれ

ていたものを売り払って食つていこうとするのはタケノコ生活だ。タケノコを植えることをやらないで、できたらう方法になつておるのではないかと思ふ。これは林野厅の特別会計の制度が悪いのであります。たびたび指摘していることがありますけれども、国有林の経営規程を私はもう一度ここで読みであります。国有林は、国土総全その他国民の福祉の増進を図ることを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化に努め、経営しなければならない」という方針通り行なえないよう予算の制約を受けておる。さらに第三条は「国有林の経営については、森林基本計画（森林法昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の森林基本計画を九号）に従い、特に次の各号に掲げる事項を推進することに努めなければならない」。林野の経営について、國有林の基本計画を樹立させることを目的にいたしております。こうして森林計画に基づいて森林組合が運営されなければならぬ。森林所有者はこれに基づいて運営しなければならないと規定されておるのでござりますから、民有林は別に特別会計法の制約を受けませんけれども、その指導の立場にある国有林が特別会計の制約のもとにおいて拡大していかななければならないといふ使命、またはさらに他の事項に關し、國有林以外の森林の經營との調整を図ること。（伐採跡地及び未立木地に対する植栽、林相の改良）――これは大臣御承知の通り、生産性の低い林相を生産性の高い林相に変えるということです。「林相の改良、林分の保育その他により、森林資源の培養及び森林生产力の向上を図ること」とは、國有林の特質であります。国有林の特質ではあるが、この規定は、非常に尊重されていいものだと思うのですが。これを制約をするような特別会計法についてはこれを改正する必要があると思いますが、この点についてのお話を伺つておきたい。

○重政國務大臣　ただいまお述べにならぬことをお聞きいたしました。そこでこの手続をとりたい。こう考えております。これは林野の憲法として尊重されています。これが林野の憲法として尊重されであります。訓令ではありますけれども、この林野の憲法として尊重されておりのこととおきますが、國有林の経営規程がござります。このことを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化を図るために、長期投資あるいは追加投資ともかかわらず、これが制約されておるから生産性を高めます。むしろこの運営を制約する形になつておるわけありますから、特別会計について一段と改正をする必要があるのではないか。これが基本になつて民有林についてもこれと同様な森林計画を樹立させることを目的にいたしております。こうして森林計画に基づいて森林組合が運営されなければならぬ。森林所有者はこれに基づいて運営しなければならないと規定されておるのでござりますから、民有林は別に特別会計法の制約を受けませんけれども、その指導の立場にある国有林が特別会計の制約のもとにおいて拡大していかななければならないといふ使命、またはさらに他の事項に關し、國有林以外の森林の經營との調整を図ること。（伐採跡地及び未立木地に対する植栽、林相の改良）――これは大臣御承知の通り、生産性の低い林相を生産性の高い林相に変えるということです。「林相の改良、林分の保育その他により、森林資源の培養及び森林生产力の向上を図ること」とは、國有林の特質であります。国有林の特質ではあるが、この規定は、非常に尊重されていいものだと思うのですが。これを制約をするような特別会計法についてはこれを改正する必要があると思いますが、この点についてのお話を伺つておきたい。

○重政國務大臣　ただいまお述べにならぬことをお聞きいたしました。そこでこの手続をとりたい。こう考えております。これは林野の憲法として尊重されています。これが林野の憲法として尊重されであります。訓令ではありますけれども、この林野の憲法として尊重されておりのこととおきますが、國有林の経営規程がござります。このことを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化を図るために、長期投資あるいは追加投資ともかかわらず、これが制約されておるから生産性を高めます。むしろこの運営を制約する形になつておるわけありますから、特別会計について一段と改正をする必要があるのではないか。これが基本になつて民有林についてもこれと同様な森林計画を樹立させることを目的にいたしております。こうして森林計画に基づいて森林組合が運営されなければならぬ。森林所有者はこれに基づいて運営しなければならないと規定されておるのでござりますから、民有林は別に特別会計法の制約を受けませんけれども、その指導の立場にある国有林が特別会計の制約のもとにおいて拡大していかななければならないといふ使命、またはさらに他の事項に關し、國有林以外の森林の經營との調整を図ること。（伐採跡地及び未立木地に対する植栽、林相の改良）――これは大臣御承知の通り、生産性の低い林相を生産性の高い林相に変えるということです。「林相の改良、林分の保育その他により、森林資源の培養及び森林生产力の向上を図ること」とは、國有林の特質であります。国有林の特質ではあるが、この規定は、非常に尊重されていいものだと思うのですが。これを制約をするような特別会計法についてはこれを改正する必要があると思いますが、この点についてのお話を伺つておきたい。

○重政國務大臣　ただいまお述べにならぬことをお聞きいたしました。そこでこの手續をとりたい。こう考えております。これは林野の憲法として尊重されています。これが林野の憲法として尊重されであります。訓令ではありますけれども、この林野の憲法として尊重されておりのこととおきますが、國有林の経営規程がござります。このことを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化を図るために、長期投資あるいは追加投資ともかかわらず、これが制約されておるから生産性を高めます。むしろこの運営を制約する形になつておるわけありますから、特別会計について一段と改正をする必要があるのではないか。これが基本になつて民有林についてもこれと同様な森林計画を樹立させることを目的にいたしております。こうして森林計画に基づいて森林組合が運営されなければならぬ。森林所有者はこれに基づいて運営しなければならないと規定されておるのでござりますから、民有林は別に特別会計法の制約を受けませんけれども、その指導の立場にある国有林が特別会計の制約のもとにおいて拡大していかななければならないといふ使命、またはさらに他の事項に關し、國有林以外の森林の經營との調整を図ること。（伐採跡地及び未立木地に対する植栽、林相の改良）――これは大臣御承知の通り、生産性の低い林相を生産性の高い林相に変えるということです。「林相の改良、林分の保育その他により、森林資源の培養及び森林生产力の向上を図ること」とは、國有林の特質であります。国有林の特質ではあるが、この規定は、非常に尊重されていいものだと思うのですが。これを制約をするような特別会計法についてはこれを改正する必要があると思いますが、この点についてのお話を伺つておきたい。

○重政國務大臣　ただいまお述べにならぬことをお聞きいたしました。そこでこの手續をとりたい。こう考えております。これは林野の憲法として尊重されています。これが林野の憲法として尊重されであります。訓令ではありますけれども、この林野の憲法として尊重されておりのこととおきますが、國有林の経営規程がござります。このことを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化を図るために、長期投資あるいは追加投資ともかかわらず、これが制約されておるから生産性を高めます。むしろこの運営を制約する形になつておるわけありますから、特別会計について一段と改正をする必要があるのではないか。これが基本になつて民有林についてもこれと同様な森林計画を樹立させることを目的にいたしております。こうして森林計画に基づいて森林組合が運営されなければならぬ。森林所有者はこれに基づいて運営しなければならないと規定されておるのでござりますから、民有林は別に特別会計法の制約を受けませんけれども、その指導の立場にある国有林が特別会計の制約のもとにおいて拡大していかななければならないといふ使命、またはさらに他の事項に關し、國有林以外の森林の經營との調整を図ること。（伐採跡地及び未立木地に対する植栽、林相の改良）――これは大臣御承知の通り、生産性の低い林相を生産性の高い林相に変えるということです。「林相の改良、林分の保育その他により、森林資源の培養及び森林生产力の向上を図ること」とは、國有林の特質であります。国有林の特質ではあるが、この規定は、非常に尊重されていいものだと思うのですが。これを制約をするような特別会計法についてはこれを改正する必要があると思いますが、この点についてのお話を伺つておきたい。

やそういうことはありませんと、おそらく説明するであります。

か。

も、それは中央ではそういう計画ではないのですけれども、歳入をやましくされますとそういう欠陥が出てきておるることは明らかであります。これ

は監査官等が地方に参りましたならば、おそらく調査が行なわれておるところだと思います。歳入を非常に強調しておる國の財産の処分でありますから、嚴格であることはあたりまえございましょう。嚴格でなければならぬでしょ。特に歳入を考えるということはこういう欠陥を起こしておるでしょうし、また今ころ歳入増になりまして、伐採したもののが売り払いを四月、五月に延ばしておるのであります。そぞうし、まだ今ころ歳入増になりますと、伐採したもののがもう市場に出たものを年度内に予定の歳入に達すると売らない。これは価格の調整のために売らないなら別です。単に歳入という形で考えるために売らない。今ごろ市場に行つてごらんなさい。政務次官がときどき出張するでしょから、市場に行って見てごらんなさい。一定の歳入に達すればすでに伐採したもの、生産したものを作らなくてはなりません。生産したものを作らなくてはいけないところで伐採をする。そういうことで歳入を補おうとするやり方が行なわれております。足りないといふに追加伐採をする、あるいはもつと近いところで伐採をする。そういうことで歳入を示しておりますけれども、下手な絵かきが手本をつくったようなものであります。人には

だつても答弁申し上げたのですけれど

も、特別会計が創設をされましたご

と初期でござります。終戦間もない初期

でございまして、そのころには確かに

この資金繰りその他からそういうこ

とが行なわれたかと考えております。

が、現在におきましてはそういうよう

なことはやつておりますが、また現

に、この木材価格の調整等のためには

進んで貢献をするという積極的な態度

で事業を行なつておるわけでございま

す。あるいは先生の誤解を受けており

ます場合によつては御都合次第で適当

なところを切るというような御指摘が

あつたかと思ひます。が、そういうよう

な場合はやはりこの木材の市場の調整等

の目的からせひ必要でありますといら

たしまして、また特別の場合には一定

の限度をもつまして節伐、過伐、増伐

をいたすことも許されている範囲内で

はやつておるわけでござります。それ

から売り払い未了越しの問題でござい

ますが、販売未了越しにつきまして

は、やはり林業と申しますか、期限を

年度末で切りますと、冬山から夏山へ

かかる間に若干の期間が出て参りまし

て、その間の木材需要にこたえられ

ないというようなことから、先生の御

けでございますが、さらに十分にその

ときは注意をいたしまして、かりそめに

きょう法令用語をいろいろ調べました

か。

な事業の運営でござりますが、せんぐされますとそういう欠陥が出てき

か。

についての大臣の御答弁を願いたいと
思います。

○重政国務大臣

お話を通りに、原則として、そして継続して輸伐をしていくという、いわば永久に森林を保存していくという方向でやつておるわけであります。かといってそればかりではない、やはり場合によれば木材の需給にも相当役立つ面も実際はあらうかと思うのであります。そこらは調和をとつてやっておるわけでございま

す。
ただいま御指摘のございましたように、生産というのが、木材を中心にして、直営生産といえばやはり木材を中心にしての言葉であろうと思ふのであります。これは理論的にいえばもちろん造林からが木材の生産であつて、いわゆる請負生産とかあるいは直営生産といふのは、生産の一つの部面、加工部面といいますか、そういうことになるのかもしれないと思うのであります。それはそういう言葉の使い方も十分心得ておるわけでありますけれども、やととすればそれを誤つて觀念をしがちであるということの御注意は、まことにごもつともであります。それらの点も何かいい方法があれば、決して固執するものではないのであります。改めるにやぶさかではなく、それらの点も十分検討いたします。

○川俣委員

大臣がお急ぎのようですから、おもなる点を大臣にお聞きいたしまして、大臣退席のあとでもう少し具体的に長官にお尋ねをしようと思ふます。さらに基本計画によりますと、第二にあげておりますのは造林の推進ということであります。「木材需要

の増大傾向に対処し、将来の需給の安定をかかるとともに、農山村の所得水準の向上に資するため造林推進の施策を強化する。(1)人工造林の推進(2)拡大造林の推進 昭和六十年までに民有林の人工造林地を一千万ヘクタールに拡

進 早成樹種、林地施肥を補助の対象とするほか、密植造林等の指導を強化する。さらに「(2)優良種苗の確保(3)林木育成事業の強化」として「採種園」採穂園の造成等に対する助成を強化するとともに、用地確保のための措置を講ずる。用地確保のための措置を講ずるところでもござりますと専門の方が出でるわけでござりますが、この前にも予算の分科会で大臣にお尋ねしたところでござりますけれども、将来の造林計画を、民有林の造林計画あるいは林業を促進するからには、地代が生産の大きなウエートを占めて参りますために採算を割るような結果に陥るのではないか。いたずらに土地の騰貴といふものが、むしろ農業生産の上に大きな障害となるのではないか。单に林業ばかりではなくて農産物全体に影響があるのです。そこで、できるだけ土地の高騰を押えて、その上にその土地を利用して耕作をする、あるいは植林をする、その生産に利益をもたらせようになればならないと思うのですが、大臣はこの点についていかよ

うにお考えになつておりますか。

○重政国務大臣 お説の通りであります。ところが地価の高騰を抑制する具

体的な方法はなかなか有効適切な方法を見つからないわけでございます。これは農業といわゞ林業といわゞすべてのところではあるが、これらは製造工場もそうであらうと思います。とにかく日本は土地の値段が高過ぎるといふことはあらゆる方面で言われておりますが、それにもかかわらずなかなかむずかしい。ただ農業につきましては、御承知のように収益価格で土地耕地は売買をせしめるという、いわゆる自作自営の創定の方針がございまして、それには現在はよつておるのであります。しかし実際はなかなか行なわれないというのが現状であります。これはなかなかむずかしいことであります。われわれも十分に検討をいたしたいと思ふのであります。川俣さんのような専門家で何かいい知恵があればそれもまた教えていただきたい、こう考える

うのであります。川俣さんによると、専門家で何かいい知恵があればそれはそれでいいのですが、われわれも十分に検討をいたしたいと思ふのであります。

○川俣委員 そういうふうに教えるでもらいたいと逃げる。こちらは質問したのであります。政府の施策をお伺いしているのであります。私と大臣と

立場がかわれば大いに施策を論ずるわけであります。そういうわけではなく、何らかの方途を講じなければならぬであろうということと、今政府が考

えておられます。従来は固定資産税のないものと収益価格で固定資産税の評価がつくつておったわけですが、最近は時価主義によってやる、そうして

税率がおのずから違っていく。これが、あるいは農地といふ面からいければ、あるいは適當なのではないかと私は考えるのであります。ただ税率が上

がれば、これは問題はなくだいまであります。今年から実行されようとしてお

りますが、こういう時価主義になつたましても全体としての固定資産

税というものはは変えないという方が方針のようであります。そこで今度は農地なら農地について内訳を見てみます

といふと、ほんとうに農業を經營する、その対象となる耕地を農地であると言ふばかりではない。すぐにも宅地

地でありながら、事実上は宅地または工場用地に転用をせられる用意のあるところ、あるいは近く都市計画によつて

宅地になるであろうと計画されておる

土地については、それもしかるべきだ

こういうふうに耕地といふものが総称せられておりますために、実際の売買は都市近郊、ここに今にも宅地になります。市街地になるといふようなところは、決して収益価格では売買にならない。当然そういうところは宅地としての時価で売買をせられる。それがやはり耕地として固定資産税の対象額が、きめられておれば、これは純粹の農業経営の対象となる耕地との間に差異がない。そこでそこら辺のところ

のところでも、その環境上林地が不足だ

むを得ないということも、一応言える

用いたしまして生産をしようとする農業者にとりましては、時価主義などによられますと、何といいましても農産物の価格を上げていかなければならぬ。ところが、一般的消費者の方面から制約を受けて価格を下げなければならぬという両者はさみの中に崩壊をしていく農業というものを見られるわけでもございまして、私どもは非常に憂慮しておりますのでござります。この点について、特に農林省として、基本計画もけつこうでありますようが、こうしたことの起らぬようすみやかに林地につきましては基本計画を立てまして、こうしら林地につきましては、林地以外に使用させないような案を打ち出されて、いたずらに時価相場によるところの売買による林産物の低下を来たさないようにしなければならないのではないか。基本法が出る前に、すでにこうした点について手を打つ必要があるであろうということを強調しておきたいと思うのでございます。

と依存をいたしておりまして、水源林、保安林だからして水の保有能力が大なることを心感で施業案を立てておるのではないのかと思ひます。わざりもすべしとは、水源林、保安林だから水源の確保に役立つておるであろう、こう考えておるだけだ。さらに、日本では、驟雨もあれば、まじよう、集中豪雨もあるわけであります。これらは雨量をどのように確保して下流に流出させるかといふことであります。もう少しあるだけだ。世界的な視野で近代化して、水の保有能力を森林地内にたたえるという方法を講じなければならぬのじゃないか。これにはすでに拡水法と呼ばれております。灌渠方式、立て穴方式、あるいは冠水方式等が考えられて研究されておるわけであります。林野の管理規程を見ますと、国有地の一木一草といえども、も管理しなければならない規定になつておりますが、そのうちでも一番価値の高い水について、管理の規定がないといふ。一本森林地内の水は公の水なのですが、これを地下水として、さらに表流水として下流に徐々に流してやるということの施設を講じまして水を充ることを考へることも一つの方法ではないかと思うのです。これには地方税法の七百三条によりましてこういう負担金的な課税をする方法も講ぜられております。いわゆる受益者に対する負担金として課税方法をとつておるわけですが、これは課税といふのが、負担金と

いうのを、負担金はとりにくいですか。課税方針をとつたのでございましょうけれども、一応そういう方法もとらえておるわけですから、国有林野においては、まずして水を保有して、余々に流水をして流してやるということは、下流の工業用水にとりまして、上流水にとりましても、非常に貴重な水となるであります。もうと上流において徐々に流す施設を講じて、用水料をとつても、貯水料をとつても、決して悪くはないと思います。むしろそういうことによつて水の調節がはかられ、しかも案外下流でダムをつくるよりもそうした施設をみずからつくることによって森林機能の發揮をすることもまた森林計画の一つでなければならぬと思いますが、大臣、一つ勇ましくこの計画を立てられたらどうですか。これは私は、損はしない、相當な収益の上がる施設であるといふうに理解をしております。

ほんとうに水源林の機能を十分発揮するといふ使命をさらに充実する必要があるのではないか、そのためには、今日の国民生活の上から急迫を告げておられます水資源の確保が森林機能の果たす役割だということを強調しているだけです。従つてその強調される手前でもささらに保水能力を完備いたしまして、下流に水の供給をするという施設を、水源林の中であるいは保安林の中でもなくとも、そういう適地におきまして、森林の部内におきまして、森林の經營の中におきまして、施設を講ずることで、森林計画とは決して衝突しないばかりでなく、森林の機能をあらためて下流利用者に認識させることにならうと思うのですが、これらのことについてすでに研究はされているはずでありますから、施策の上に、来年度、再年度の予算の上に、これらの案を盛る御意思があるかどうか、お尋ねしておきたいと思うのです。

まして下の利用に供するのがいいか、問題ではないかというように考えておられます。それを、やはりそうやつた場合に、受益者がどの範囲になるかといふような問題も出てくるかと思うのですが、ございまして、かなり前から先生の御指摘があるわけでございまして、私ももいたしましても検討はいたしておりますが、なかなかこれならという案が出て参らない状態でございまして、さらに勉強をいたしたいと存じます。

○川俣委員 同じく基本構想の中に、「林業構造の改善」という第二の項目を設け、その⁽¹⁾として「家族労働力による林業経営の近代化」その説明の中には、「林業の発展と林業従事者の地位の向上をはかることが特に必要である。」といふわけで、林業従事者の地位の向上を高く評価して、今後の林業經營の近代化の推進の必要な要素として考えられているようございます。さらには「雇用労働力による林業経営の近代化」という項目を設けまして、木材の需給の長期展望と価格安定の保障が必要であるということを強調されながら、特に「林業労働条件の改善」という⁽³⁾のところで「雇用労働力の確保および林業従事者の地位の向上をはかるため、林業労働条件の改善を促進する。」そして「雇用の安定化」として「林業生産の仕組みを改善普及して、雇用の安定化をはかる。」さらに「賃金水準の確保」では「林業の生産性を向上して賃金水準の上昇に応えるとともに、最低賃金制の推進等により妥当な賃金水準の確保をはかる。」民有林の指導にあたつてかかる方途を示しております。これが基本政策の一の要綱をなしておる

わけですが、この考え方方は今でも変わらないのでありますよ、この点をお尋ねしたいと思います。

○吉村政府委員 先にちょっとお断わりをしておかなければならぬかと思ふのですが、その印刷物は林野庁が発表したものではございませんで、私も基本対策の答申が出来ましたときに、あらゆる角度から検討をする必要のある事項をあげたものでございます。

それを御了承願いまして、雇用労働力による経営の問題でござりますが、私ども雇用労働力による経営と申しますのは大体規模といたしますと三十町歩をこえてくると雇用労働力による事業が自家労力よりもふえてくるという関係になると考てしております。そういう大規模の経営がその経営に当たると思ふでございますが、その中で現状を見ますと、働いております労働者と申しますか、作業員でござりますが、所得はかなり他の産業に比較いたしますと低いものがある。これをあらゆる面から検討をいたしまして、労働条件の改善をして参らなければならぬとしまして、それが、そのためにはやはりこの経営と申しますが、林業の生産性を向上いたしまして、それによつてそいつた支払いの能力を上げてくる。そのためにはやはり林業の近代化ということ、特に機械化ということ、あるいは林道の完備といふことが必要になつてくるかと思うのでございますが、その中であるいは最低賃金制でありますとかその他の事項が出ておりますが、そういう

問題については今後さらに十分検討する必要があるであろうという事項もお尋ねしたいと思います。

○川俣委員 私これを使いしたのは、これに基づいて質問する方が答弁は、これに基づいて質問する方が答弁がしやすいのではないかという大いに好意を持つて聞いたつもりでございまして、順序もこれに従う方が答弁しやすいと考て、大いに能率を上げるつもりで利用いたしましたのでござりますが、これにこだわらないで同様な質問を続けなければならぬと思うのです。特に国有林は一定の施業案を持って伐採をし、植栽を続けていくからには、その計画が遂行されなければならない義務を負つておると思います。遂行するからにはやはり雇用の確保が前提にならなければ計画倒れになると思うのであります。最近のあらゆる生産事業が雇用の確保のために多大の経費をかけますと同時に、生産を確保するために雇用の拡大をはかつておること、御承知の通りであります。ところが山村の通りであります。ところが山村の農民は所得の少なさのためにだんだん山へ入れますと山の気象条件あるいは地勢条件によって災害を受けることがあります。また、それは各現場におきましては從来も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今のうちに十分な施策を講じておきませんと、最後にはや一兄弟あるいは親子代々、二代、三代と統いて林業に従事しておつた者がだんだんと希少化されてくるようになります。かかつて大正の初めごろでも非常に経済不況の際は労務が十分確保できたために、人工造林等の成績が非常によく上がつておるふえてきております。かつて大正の初めごろでも非常に経済不況の際は労務が十分確保できたために、人工造林等の成績が非常によく上がつておるふえてきております。かかつた時代の造林が、三十年後の今日においておりますし、労力が確保できなかつた時代の造林が、三十年後の今日におきまして著しい差等ができるおること、すでに御存じの通りであります。従いまして、未熟な請負にこれを依存いたしますと、何十年後に大きくなればならないと思うわけでござります。が、今のやり方では不十分だというお

先生の御指摘通り、山村からの人口流出は他の農村に比べまして比率としましても大きくなつておるかと思ひます。従いまして私ども国有林の事業の運営にあたりましては、その点を十分関心を持つて計画を進めて参らなければならないと考えておる次第でござります。なんばくやはり造林關係の運営にあたりましては、その点を十分関心を持つて計画を進めて参らなければなりませんが、今にしてこれを十分確保しておかなければ林業に対する熟練度の高い、危険を避ける適応性の高い雇用を確保できないのではないか。これは、御承知のように山という特殊な状態で作業をするものでありますから、労力があるからといって必ずしも雇用を確保できないのではないか。これは、御承知のように山といふ特殊な状態で作業をするものでありますから、労力があるからといって必ずしも雇用を確保できないのではないか。これが将来の森林計画を大きく破綻させることになります。あとで植樹が非常に激しいものでござります。従つて山の作業になれた者ですら往々にして危険を伴うものでありますだけに、雇用の確保が重要な施策の一つとして取り上げられなければならないのではないか。それを各現場におきましては従来も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今は、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。しかもこれが五年、六年たたなければ結果が現われてこない。十年後あるいは二十年後に明らかに欠陥となって現われてくるようなものにつきましては、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。

○川俣委員 この一問できょうは終わらなければならぬのではないか。それを各現場におきましては従来も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今は、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。しかもこれが五年、六年たたなければ結果が現われてこない。十年後あるいは二十年後に明らかに欠陥となって現われてくるようなものにつきましては、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。しかしこれが五年、六年たたなければ結果が現われてこない。十年後あるいは二十年後に明らかに欠陥となって現われてくるようなものにつきましては、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。

○吉村政府委員 労務の確保の問題でございますが、こういうことが伝統的に偏根を残して批判を受けることのないよう努めなければならぬと思うのです。そのため、その場限りの請負に依存する、あるいは請負師の誘導に乗つて請負をさせる、あるいは請負をさせることになります。従いまして私ども国有企业の事業の運営にあたりましては、その点を十分関心を持つて計画を進めて参らなければなりません。従いまして私は非常に懸念するのです。どうやらましょうけれども、いろいろ安定的な雇用の確保ができないといふところに追い詰められてきておると思ひます。従いまして私ども国有企业の事業の運営にあたりましては、その点を十分関心を持つて計画を進めて参らなければなりませんが、今にしてこれを十分確保しておかなければ林業に対する熟練度の高い、危険を避ける適応性の高い雇用を確保できないのではないか。これは、御承知のように山といふ特殊な状態で作業をするものでありますから、労力があるからといって必ずしも雇用を確保できないのではないか。これが将来の森林計画を大きく破綻させることになります。あとで植樹が非常に激しいものでござります。従つて山の作業になれた者ですら往々にして危険を伴うものでありますだけに、雇用の確保が重要な施策の一つとして取り上げられなければならないのではないか。それを各現場におきましては従来も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今は、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。

○吉村政府委員 林業の直営と請負の問題でござりますが、御指摘の通り、ついで明快な御答弁を得まして、私のきょうの質問は終わりたいと思います。それにかかるわざ、従来慣性であります。従いまして雇用の確保が、今のやり方では不十分だというお

先生の御指摘通り、山村からの人口流出は他の農村に比べまして比率としましても大きくなつておるかと思ひます。従いまして私ども国有企业の事業の運営にあたりましては、その点を十分関心を持つて計画を進めて参らなければなりませんが、今にしてこれを十分確保しておかなければ林業に対する熟練度の高い、危険を避ける適応性の高い雇用を確保できないのではないか。これは、御承知のように山といふ特殊な状態で作業をするものでありますから、労力があるからといって必ずしも雇用を確保できないのではないか。これが将来の森林計画を大きく破綻させることになります。あとで植樹が非常に激しいものでござります。従つて山の作業になれた者ですら往々にして危険を伴うものでありますだけに、雇用の確保が重要な施策の一つとして取り上げられなければならないのではないか。それを各現場におきましては従来も確保できたのだといふことで、少し安闇としておられるのではないか。今は、植林の責任は國で負わなければならぬものであります。従つて請負に付すべきではないと思う。國から預かっておられるばかりでなく、非能率でござります。

と考えておるのでござります。労務の不足等から請負に回つておりますが、も出で参つております。この点につきましては労務管理上の問題もございまして、やはり地元の労務の状況から、國の規制をする時間では出たくない、直當では時間的に出たくないが、いわゆるパート・タイム的に自分の都合のいいときに出たいといふやうなものも最近出て参つておりますが、そういうような関係から、直當ではなかなかできないでも、請負ならできるといふよな事態も起きて参つておるのでござります。そういう現状でございますが、私たち先生が御心配をされますと同様な心配をいたしておるのでございまして、かねてから請負やつておりました造林事業がはたして成績がいかがかという点について昨年等も監査をしてみたのでございまして、その点は私も現在ではますますと思っておるのも、現れぬといふやうな批評も出でておりますが、将来やはりその点が非常に憂慮いたされますので、十分にこの点は慎重に取り扱つて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○川俣委員 政務次官がせつかくおいでになつておりますから一つお尋ねしておきたいと思います。

青森県と県会と県民あげて国有林の開

放同盟をつくつて、国有林を開放させようといふ運動が起つておるようであります、政務次官これに賛成でござりますか。反対であればどのように説得しておられますか。その点をお

尋ねいたしたいと思うのでござります。
○津島政府委員 お答え申し上げます。国有林の開放でございます。ことに青森県というお話をございまして申し上げたいと存じますが、青森県の国有林というものが県全体の面積から見まして半分あるのであります。そこで申し上げたいと存じますが、青森県人の生活にとりましては実に重大な問題でございます。しかるで、最近特に開放が強く呼ばれて参りましたのが、御承知の農業構造改善につながりまして、農業のなにを改善するためにはやはり国有林というものをできる限り多く利用をしなければならない、こういうような点から強くこの声が出て参つたものと思うのでござります。私も青森県の実情からいたしまして、今後農村といふ漁村の方々の生活を向上させるためには、どうしてこの開放に依存をしなければならない、かように考へるのであります。しかしながら開放すると申しますと、私はそこに非常に繊密な計画が必要と思うのであります。計画なしにというわけではありませんが、計画を粗末にいたしまして開放した場合においてはやはり悔いが残るのであります。従いまして、どこまでも綿密な計画のものにこだわらなければなりません。それが今まで農民の手に残つても綿密な計画のものにこだわらなければなりません。それが今日まで農民の手に残つておるのはおそらく百分の一にも足らないで、いずれもみな吸収されまして、大山地主をつくる原因になつてしまふと思ふのです。それらを考えると、開放することがすなわち農民に生産手段を与えることにはならないで、農民の一時的な窮屈を救うやうんではありますけれども、それほど窮屈いたしておりますがために、一時的なり

田の例を二、三あげましても、青森の例をあげましても、あるいは岩手の例をあげましても、町村合併に基づいてあるかといふと、そうでなしに、だから山林業者から金を融通を受けまして、それを売り払い代金に充てて、伐採すると同時に土地までそれらの人に処分をしておる。そしてさらに、林業地は別といたしましても、それを切り売りする等によつて払い下げ価格を強く呼ばれて参りましたのが、御承知の農業構造改善につながりまして、農業のなにを改善するためにはやはり国有林というものをできる限り多く利用をしなければならない、こういうような点から強くこの声が出て参つたものと思うのでござります。私も青森県の実情からいたしまして、今後農村といふ漁村の方々の生活を向上させるためには、どうしてこの開放に依存をしなければならない、かように考へるのであります。しかしながら開放すると申しますと、私はそこに非常に繊密な計画が必要と思うのであります。計画なしにというわけではありませんが、計画を粗末にいたしまして開放した場合においてはやはり悔いが残るのであります。従いまして、どこまでも綿密な計画のものにこだわらなければなりません。それが今日まで農民の手に残つても綿密な計画のものにこだわらなければなりません。それが今日まで農民の手に残つておるのはおそらく百分の一にも足らないで、いずれもみな吸収されまして、大山地主をつくる原因になつてしまふと思ふのです。それらを考えると、開放することがすなわち農民に生産手段を与えることにはならないで、農民の一時的な窮屈を救うやうんではありますけれども、それほど窮屈いたしておりますがために、一時的なり

とも窮屈を打開したいという念願については私ども非常に同情には存しますけれども、それが同情は別の形で政府が施策をするものであります。農業政策を改めたいと、そうしてさうして、政府の政策の上からもう一歩検討されまして、県民の誤つてゐる姿を促しておきたいと思います。
○長谷川委員長 次会は迫つて公報をいたしましても、林業を育成するという意味から、あるいは農業の育成といふ意味から、あるいは農業の育成といふ意味に役立たないで、学校建築の用途であるとか、あるいはその他消防施設を払うとか、あるいはその他の施設を講ずるとか、あるいは町村の庁舎を建築する等の費用に充てられて、むだには充てられておりませんけれども、基本財産を育成するという用途のものに払い下げられたのが、その用途を達成していないという事実は、お調べになれば明らかだと思います。さらに明治の末期におきまして日露戦争のあとに農村が疲弊をいたしましたときに、国有林野の開放が一時行なわれております。それが今まで農民の手に残つておるのはおそらく百分の一にも足らないで、いずれもみな吸収されまして、大山地主をつくる原因になつてしまふと思ふのです。それらを考えると、開放することがすなわち農民に生産手段を与えることにはならないで、農民の一時的な窮屈を救うやうんではありますけれども、それほど窮屈いたしておりますがために、一時的なり

農林水産委員会議録第十七号中正誤
ページ 段 行 誤 繁殖
三 五 末から 三 三 繁殖
七 四 五 樹木、樹木、樹木
三 三 末から 東海林委員 東海林委員

昭和三十八年三月二十九日印刷

昭和三十八年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局